

広島県警察速度管理指針

この指針は、交通事故の抑止と被害軽減を図るため、速度管理の必要性や在り方についての認識を県民の皆様と共有し、速度管理による交通事故抑止活動を推進するため、策定・公表するものです。

広島県警察では、この指針による速度規制などの交通環境の整備、速度取締りなどの街頭活動、交通安全教育や広報啓発活動を推進します。

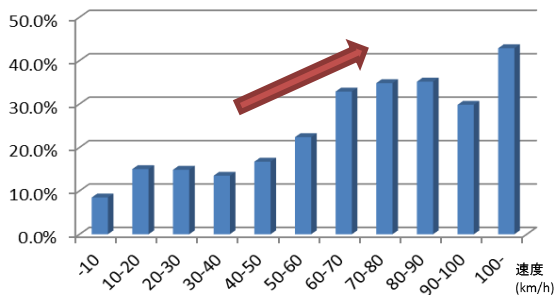
広島県における総合的な速度管理の必要性

交通事故の発生状況

車両の速度と死亡重傷事故

危険認知速度（事故直前の車両の速度）が高いほど、事故時における死亡重傷事故率（死亡+重傷事故件数）÷交通事故件数が高くなります。

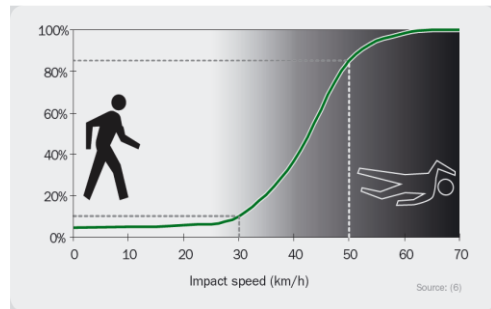
危険認知速度と死亡重傷事故率の関係



走行速度と交通事故の関係

走行速度と対歩行者事故の関係

衝突時の速度が時速30kmを超えると歩行者の致死率が上昇します。



衝突時の走行速度が歩行者の致命傷となる確率

衝突時	致死率
30km/h	10%
50km/h	80%以上

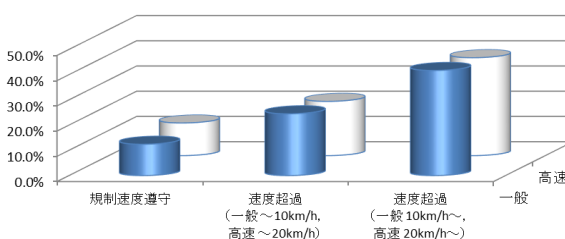
速度抑制による被害の軽減

速度超過と死亡重傷事故

規制速度を超過した事故における死亡重傷事故率は、速度を遵守した事故に比べて高くなります。

また、規制速度からの速度超過の程度が大きいほど、死亡重傷事故率は高くなります。

速度超過の程度と死亡重傷事故率の関係

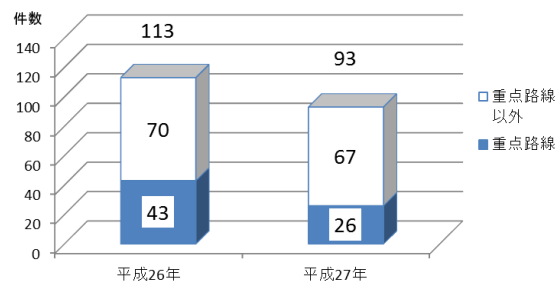


取締りと交通事故の関係

重点路線における死亡事故の減少

平成26年11月に策定した「速度取締り指針」に基づく重点路線において取締り等を推進したところ、重点路線における死亡事故件数が大きく減少しました。

死亡事故件数の減少状況



広島県警察における総合的な速度管理の内容

	生活道路	幹線道路	高速道路等
(平成27年度令和元年) 交通事故発生件数	【市町道で幅員が5.5m未満の道路】 ・交通事故発生件数 5,174件 ・死亡重傷事故 863件 (死亡重傷事故率 16.7%)	【国道、県道】 ・交通事故発生件数 21,941件 ・死亡重傷事故 2,990件 (死亡重傷事故率 13.6%)	【高速自動車国道、指定自動車専用道路】 ・交通事故発生件数 714件 ・死亡重傷事故 124件 (死亡重傷事故率 17.4%)
	注：事故の主たる原因者（第1当事者）が進行していた道路の幅員		
交通事故の特徴	<ul style="list-style-type: none"> 交通事故発生件数に占める対歩行者・対自転車事故の割合は、他の道路に比べて高い傾向にあります。 また、負傷者数に占める高齢者の割合も、他の道路に比べて高い傾向にあります。 危険認知速度30km/h超から速度が増すと死亡重傷事故率が高くなります。 	<ul style="list-style-type: none"> 県内の道路の総延長距離の約20%を占める国道・県道で、全体の交通事故の約半数が発生しています。 危険認知速度50km/h超から速度が増すと死亡重傷事故率が高くなります。 	<ul style="list-style-type: none"> 死亡重傷事故率が、他の道路に比べて高い傾向にあります。 渋滞等による停止車両に対して、高速度進行中の車両が衝突する事故も発生しています。
目標	<ul style="list-style-type: none"> 抜け道利用の抑制及び通過車両の速度抑制 歩行者の安全確保に資する面的な低速度規制（「ゾーン30」等）整備の推進 交通安全意識（歩行者保護等）の醸成 	<ul style="list-style-type: none"> 円滑な交通に配慮した交通規制 走行車両の規制速度遵守による交通事故の抑止及び被害軽減 沿線住民に配慮した振動・騒音対策及び物流基幹道路としての効用最大化 	<ul style="list-style-type: none"> 円滑な道路交通の確保 走行車両の規制速度遵守による交通事故の抑止及び被害の軽減
施策	<ul style="list-style-type: none"> 適正な交通管理により、道路交通の円滑と交通安全の両立を図ります。 交通事故抑止及び被害の軽減を図るため、朝夕における速度取締り、パトカー等による警戒活動を実施します。 速度規制遵守と交通弱者保護を働きかける運転者教育と広報啓発活動を実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> 交通事故の抑止に加え、円滑な交通にも配慮した交通規制の見直しを行います。 速度取締り及びパトカー等による警戒活動により、規制速度遵守を促します。 各警察署が公表する速度取締り指針により、ドライバーに対し自発的な速度規制遵守を促します。 情報板等を活用した広報啓発活動を実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> 実勢速度や道路構造を考慮し、道路管理者等との協議の上、適宜最高速度規制見直しを検討するほか、安全施設の設置による適正な走行速度を維持します。 交通事故分析に基づいた速度取締り指針を策定、指針に沿った取組を推進します。 S Aの情報揭示板やホームページ等において速度超過の危険性等について情報発信します。
主な路線・地域	「ゾーン30」の整備対象地区 ・生活道路を中心とする通学路、公共施設、観光施設等の周辺で、「歩行者の通行が最優先されるべき」地区や「通過交通が可能な限り抑制されるべき」地区	各警察署、高速道路交通警察隊では、管轄する地域ごとの交通事故実態や速度取締りの重点路線、時間帯等を示した「速度取締り指針」を策定していますので、そちらをご覧ください。	

ゾーン30



薄暮・夜間帯キャンペーン



簡易情報板の設置

